

国際協第17号  
平成31年4月9日

一般社団法人栃木県商工会議所連合会  
会長 大川 吉弘 様

公益財団法人栃木県国際交流協会  
理事長 美野輪 茂



企業向け外国人材雇用等相談窓口の開設について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協会の運営及び事業にご協力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、当協会では、栃木県から委託され「企業向け外国人材雇用等相談窓口」（別紙チラシ参照）を設置することとなりました。

この相談窓口は、栃木県内企業や事業者等の外国人材活用を支援するため、技能実習や新たな在留資格（特定技能）等にかかる外国人材の雇用等のご相談に、弁護士や行政書士が対応するものです。つきましては、本相談窓口の広報等へのご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 連絡先 TEL 028-621-0777（火曜～土曜 9:00～17:00）
- 2 対象 外国人を雇用している、または雇用しようとする県内の企業や事業者等
- 3 定例相談日時（要予約）
  - (1) 弁護士による法律相談  
毎月第3木曜（祝日の場合は第4木曜）14:00～16:00
  - (2) 行政書士による在留資格・ビザ相談  
毎月第3木曜（祝日の場合は第4木曜）10:00～12:00
- 4 相談場所 とちぎ国際交流センター（宇都宮市本町9-14）
- 5 相談費用 無料

公益財団法人栃木県国際交流協会  
〒320-0033 宇都宮市本町9-14  
とちぎ国際交流センター内  
TEL 028-621-0777  
FAX 028-621-0951  
休館日：日曜・月曜・祝日



# 企業向け外国人材雇用等相談窓口

※対象は、外国人を雇用している、または雇用しようとする県内の企業や事業者等です。

**無料**です

外国人を雇用する際の注意点は？

在留資格の変更に  
どんな手続きが必要？

入国管理って何？

ビザの取得って何？

技能実習生の受入は？  
「特定技能」で受入は？

外国人の労務管理は  
どうすればいいの？

グローバル人材(留学生、  
在住外国人)の活用は？

お気軽に  
ご相談ください!!

## 外国人材の雇用等のご相談に 弁護士や行政書士が対応いたします

定例相談日時 ※事前にお電話でご予約ください。相談は無料です。

● 弁護士による法律相談

毎月第3木曜（祝日の場合は第4木曜）14:00～16:00

● 行政書士による在留資格・ビザ相談

毎月第3木曜（祝日の場合は第4木曜）10:00～12:00

### ■ 相談窓口へのお問い合わせ

公益財団法人栃木県国際交流協会

Tochigi International Association (TIA)

TEL 028-621-0777

とちぎ国際交流センター内

〒320-0033 宇都宮市本町 9-14

開館時間：9:00～17:00 休館日：日曜・月曜・祝日

◆ 駐車台数に限りがあります。公共交通機関の利用にご協力下さい。

◆ 県庁前バス停から徒歩5分 東武宇都宮駅から徒歩8分

### 【相談場所】とちぎ国際交流センター

